

横井上町内会内規

会費

第1項 町内会会費は、持家2,000円・借家1,700円・学生500円とする。

委員定数

第2項 各自治会の委員の定数は下記の通りとする。

1：猿場自治会	2名
2：堤が丘自治会	2名
3：小林自治会	1名
4：鳴上自治会	2名
5：桜が丘自治会	1名
6：白壁自治会	1名
7：学園台自治会	1名
8：鳴下自治会	3名
9：小幸田自治会	3名
10：グリーンハイ自治会	1名

各自治会委員は3名を上限とする。但し、自治会の申し出でにより削減できる。

会長・副会長・事務長・会計・体協委員は町内会議の承認により定数以外で選任可能とする。

役員及び委員手当

第3項 役員及び委員の手当は下記の通りとする。

1：会長	120,000円	1会議：2,000円
2：副会長	30,000円	
3：事務長	50,000円	
4：会計	40,000円	
5：委員	15,000円	
6：監査役	8,000円	

出張旅費

第4項 会務において出張の場合(行政より旅費の補助が出ない場合)旅費の実費を支給する事とする。又、宿泊費は一泊につき10,000円を上限とする。

出張手当は下記の通りとする。

1：県内(1日当たり)	2,000円
2：県外(1日当たり)	3,000円

立会い

第5項 各自治会内において、開発・新築等の境界立会いの場合は、会長か副会長・土木委員・当該自治会委員が立会うこととする。

その立会いは特別の場合を除き、第1・第3月曜日とする。

2：立会いの報告は土木委員より書面をもって委員会に報告のこと。

立会い料

第6項 開発・新築等の立会いの場合は、その労に対し参加1人に対し2000円とする。

泥 上 場

第7項 開発等で水路に面して擁壁を施設の場合は、泥上場として水路境界より30cmを控えて擁壁を施設するよう指導のこと。

水路上の橋梁

第8項 水路上に橋梁を施設の場合は、特別の行政指導のある場合を除き、幅員は4m以内とする。

2：4m以上の場合は永代にわたる清掃負担金として、100,000円を町内会へ納付のこと。

3：清掃負担金の50%は当該自治会へ還元することとする。

経費の支弁

第9項 固定された経費は下記の通りとする

補助助成金	横井上体育協議会	敬老会実費	消防団		
	成年部	仲良し会	長寿会	防災会	女性部
	向日葵倶楽部	「四っ拍子」保存会	防犯連絡協議会(安全・安心ネットワーク)	横井公園愛護委員会	
賦課金	学区体育協議会	コミュニティ協議会	香和青少年補導協議会		
	神社	連合町内会分担金	交通安全母の会		

各種委員の推薦

第10項 委員会以外の町内会に関する委員は、各関連団体と協議し推薦をする。

愛育委員 農業水利土木員 保護司 民生委員 環境衛生協議会

農協総代・理事 児島湖流域環境保全推進委員 リサイクル推進委員
津高改良区理事 横井学区コミュニティ協議会担当委員

副会長の任務と特別委員会の設置

- 第11項 副会長に自治体関係窓口、各種団体窓口と具体的に分担し、会長・副会長の連携を強化する。
2. 委員会内部において運営委員会・総務委員会を設ける。各委員会の委員長は副会長がこれに就く。また委員は会長が推挙する。

顧問（相談役）の配置

- 第12項 本会に顧問を置くことができる。
2. 顧問は、委員会の推薦により、会長が委嘱する。
3. 顧問は、会長の求めに応じて、本会の活動・運営等についての助言をおこなう。
4. 顧問の任期は、2年とする。ただし、再選は妨げない。
5. 顧問の手当等は、委員に準じて、手当（内規第3項）、出張手当（内規第4項）及び立会料（内規第6項）を支給する。

内規の補足及び改正

- 第13項 内規の補足については委員会に一任のこと。
- 2：内規の改正はその年度の総会において報告事項とする。

附 則

- 第14項 この内規は平成11年4月1日より実施する。
- | | | |
|----|-----------|--|
| 改正 | 平成13年4月1日 | 第2項定数変更 |
| 改正 | 平成15年4月1日 | 第2項定数変更・自治会追加 |
| 改正 | 平成16年4月1日 | 第11項特別委員会の設置 第9項固定経費の削減 |
| 改正 | 平成17年4月1日 | 第3項役員および役員手当・手当削減・副事務長抹消
第2項委員定数・時限追加 |
| 改正 | 平成19年4月1日 | 第2項委員定数・時限変更
第4項慶弔費抹消
第9項婦人部改め女性部とする
総務委員会追加 向日葵倶楽部 |
| 改正 | 平成20年4月1日 | 第11項事業委員会改め総務委員会
第4項 出張旅費追加 |

第9項 四っ拍子保存会 追加
防犯連絡協議会(安全・安心ネット
ワーク) 追加

- 改正 平成21年4月1日 第2項の時限削除
第5項の副会長追加
第11項1副会長の任務の補強
第12項顧問設置を追加
第12・13項の変更
- 改正 平成22年4月1日 第9項横井公園愛護委員会追加
- 改正 平成22年5月22日 第8項水路上の橋梁の変更
- 改正 令和元年5月18日 第2項による定数変更
- 改正 令和3年4月1日 第2項による定数変更
- 改正 令和7年4月1日 第2項による定数変更